

## 令和5年度新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 山梨県（以下「県」という。）は、障害福祉サービス施設・事業所等（甲府市内に所在する障害者支援施設等・障害福祉サービス等事業所を除く。以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等について、施設・事業所の事業者に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所をいう。

2 この要綱において「短期入所サービス事業所」とは、障害者総合支援法に定める短期入所を提供する事業所をいう。

3 この要綱において「入所・居住系施設等」とは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める施設入所支援、共同生活援助及び障害児入所支援を提供する施設等をいう。

4 この要綱において「障害者支援施設等」とは、障害者総合支援法に定める障害者支援施設及び共同生活援助事業所をいう。

5 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所をいう。

6 この要綱において「相談支援事業所」とは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援又は地域定着支援を提供する事業所をいう。

7 この要綱において「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称したものをいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、県とする。

### (補助対象施設・事業所等)

第4条 補助金の交付対象となる事業及び施設・事業所は次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、補助対象経費は、別添1に掲げるとおりとする。ただし、障害福祉サービス等報酬又は他の補助金の対象となっているものは補助対象としない。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業 次の施設・事業所

ア 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した施設・事業所

(職員に感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)が発生し職員が不足した場合を含む。)

イ 感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)に対応した施設・事業所

ウ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもとに自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活支援所事業所(ア及びイに掲げるものを除く。)

エ ア以外の通所系サービス事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 障害福祉サービス施設・事業所との協力支援事業 次の施設・事業所

ア 前号アに該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

2 施設・事業所ごとの基準単価は、別添2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別添2に掲げるサービス種別ごとに定める基準単価又は別添1の第3欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「所要額」という。)のいずれか少ない額に別添1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条第1項第1号ア並びに第2号に掲げる施設・事業所であって、特別な事情により補助対象経費の額が基準単価等を超える必要があるものについて、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合は、当該施設・事業所に係る補助金の交付額は、前項の規定にかかわらず、別添2に掲げるサービス種別ごとに定める基準単価に上乘せをした額又は所要額のいずれか少ない額に、別添1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人等(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(1) 総括表(様式1-1)

(2) 施設・事業所別申請額一覧(様式1-2)

(3) 施設・事業所別個表(様式1-3)

(交付決定通知等)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、補助金の交付の決定又は不交付の決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付の決定を行ったときは、当該申請時の時に規則第12条第1項の規定による報告があったものとみなす。この場合において、知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式2)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式2)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、保管すべき期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過する日のいずれか長い日まで保管すること。
- (5) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式4)により速やかに、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消

費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### 附 則

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定を受けた補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。